

新潟市自治基本条例検討委員会 第2回会議 会議録

【開催概要】

日 時： 平成24年7月25日（水） 10：00～12：00

会 場： 新潟市役所本館6階 第5委員会室

出席者： 新潟市自治基本条例検討委員会 委員

岩橋委員、栗山委員、郷委員、坂上委員、新藤委員、長谷川委員、
馬場委員、原委員、樋口委員、若林委員

事務局

井崎政策調整課長、小松広聴相談課長、佐野行政経営課長
政策調整課員

傍聴者： 2人

【会議内容】

1. 開会

2. 議事

(1) 議事にかかる調査について

(原委員長)

今日は自治基本条例検討委員会の第2回目でございますが、どうぞよろしく
お願いいたします。

今事務局から話がありました、傍聴と取材についてですが、自治基本条例の
趣旨は情報の公開であります。当然、公開とさせていただきたいと思いますが、
よろしいでしょうか。写真撮影、録音も許可するというのでよろしくお願
いいたします。

なお、恐らく個人の所属とか、病歴などが話題になることはまずないと思
いますので、今後についても、原則としてよほどのことがない限り、委員会の公
開ということにさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願
いいたしま

す。
それでは、議事に入らせていただきたいと思います。先回は、(議事の) や
り方につきまして、3章、4章、5章をやって、それから少し抽象的になりま
すので、1、2章はその後でということで、皆様方からの了解を得てございま
すので、そのとおりに今日も続けてさせていただきたいと思っております。

では、議事にかかる調査につきまして、事務局から資料に基づいてのご説明をよろしくお願いいたします。

(事務局)

改めまして、おはようございます。本日もよろしくお願い申し上げます。

それでは、私から先回、宿題といたしますか、委員の方々から、こういったデータとか、資料が欲しいということでお申し出がありましたことにつきまして、ご説明させていただきたいと思います。

このたび使います資料は、資料1でございます。これが委員の方々から、先回、要望のありました項目の一覧でございます。並んでいる順が、条文順ということで、主に条文に関係する制度が条例の条文の順番に並んでございます。それから、資料3ということで、個別票と書いてございます、とじてあるもの。それから、資料ナンバーは振ってございませませんが、個別票の資料ということでとじてあるもの。この3点をご覧いただきながら、お聞き取りいただければと思います。なお、(個別票資料が)別とじになっておりまして、説明の都合上、2か所くらいお目を転じていただくことがあろうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、はじめに、資料1の1でございます。「事業仕分けの評価対象項目への市民意見の反映状況」ということで説明させていただきます。資料3、個別票5ページ、上段のところに記載してございます。事業仕分けにつきましては、平成22年度に1回実施してございまして、その際には、市民の方から公募という形で事業選定の候補を挙げていただいております。17の事業について応募があり、そのうち4事業が対象となっているということでございますし、このたび、今年度予定しているところにつきましては、市内部の事務事業の総点検を通じて、課題・論点の抽出事業などを仕分けの候補とすることで、実際、最終的には外部評価委員の皆様から公開の場で議論に値すべきかどうかご意見をいただきながら、対象事業を選定するというところでございます。

17のうち4事業が、先回、該当しておりますけれども、例えば、県の事業であったり、あるいは大規模建設の事業については別途評価制度がありますので、事業仕分けにふさわしいかどうか勘案しながら、この4事業を対象事業として選んでございます。

それから、ご要望のありました項目の2番目、「自治基本条例制定以降の情報公開請求の状況」です。これにつきましては、(資料3個別票8ページ)3

ー6をご覧くださいと思います。ここに情報公開請求の中身につきまして概要が書いてございますが、平成23年度については、ただいま集計中でありまして、お手元にお示しすることができませんでした。上から平成20、21、22年度の概要がございます。平成22年度で申し上げますと、全619件中、一番多かったのは下水道工事に係る設計書、内訳書などが公開請求されているという状況でございます。

それから、3番目、「ホームページ版市報のアクセス状況」でございます。資料3の10ページをご覧ください。指標1でございます。「市報にいがた」につきましては、全体で28万余の発行部数がございます。そのうち、参考の欄でございますが、ホームページのところでございます。市報にいがたにつきましては、最新号とその前段のバックナンバーということで2つに分かれておりまして、最新号のほうでいきますと、月平均のアクセス数が1万8,000余、それからバックナンバーへのアクセスが月平均で52万7,000余の件数になっております。

それから、4番目、「パブリックコメントの状況について」でございます。これは（資料3個別票14ページ）3-10でございます。指標1「実施案件数等」というところでございますが、平成18年度からの数字を記載してございます。平成23年度で申し上げますと、27件のパブリックコメント募集案件に対しまして、ご意見を提出していただいた方が100名。意見の総数が302件のうち、案の修正をしたのが63ということでございます。1件当たりの平均で申し上げますと人数的には3.7人ということになっております。ちなみに、一番多い年で平成21年度が300人の方からご意見を提出していただいておりますが、1件当たりの平均が11.5人となっております。

次に、5番目の項目、「パブリックコメントで最も多い意見が寄せられた案件」でございます。同じく（資料3個別票）14ページの指標6をご覧ください。平成22年度の第2次新潟市男女共同参画行動計画につきましては、最大件数で727件のご意見をちょうだいしております。また、案件によりましては、最小ということでゼロ件ということもございます。

次が、「パブリックコメントが施策に反映された事例について」でございます。同じく（資料3個別票）15ページをお開きください。

指標7「施策に反映された事例」ということで、2つほど挙げさせていただいております。一般廃棄物のごみなどの処理基本計画につきまして、分かりや

すいように図を修正させていただきましたり、地域防災計画の見直しにあたりましては、ユニバーサルデザインという用語の注釈をつけさせていただくということを見せていただいている次第です。

それから、7番目の項目、「パブリックコメントの提出者に対して、直接回答した事例があるか」でございますが、これにつきましては、資料3の15ページ、指標8でございます。パブリックコメントの結果につきましては、ホームページなどで公表をしておりますので、個別にご提案をいただいた方に、直接お返事を返しているものではございません。

次が8番目の項目、「協働に関する職員研修の状況について」です。これにつきましては、(資料3)個別票の16ページ、3-11・12です。例えば、平成19年度の地域コミュニティ支援研修会などにつきましては、平成18年度から平成23年度までお示ししてございますが、網掛けのない部分、例えば、平成19年度の欄で申し上げますと、「地域コミュニティ支援職員研修会(5回開催)」などにつきましては、職員のみを対象にしたものであり、網掛けをさせていただいたものについては、市民の皆様と職員のどちらも対象となっているセミナー、研修会ということでお示ししてございます。

次に9番目の項目でございます。「パブリックコメント以外で参画・協働により政策に反映された事業」につきまして、資料がございませんが、いくつかご紹介させていただければと思います。まず、条例にも出てまいります。各種の審議会などで附属機関におきまして、公募委員としてご参画をいただくことも参画の一形態だと思っておりますし、あるいは「まちづくりトーク」と申しまして、市長が直接市民の皆さんと意見交換する機会を設けております。例えば、住宅地へのAEDの設置につきまして、ご提案をいただいて、補助制度を設けたりということを見せていただいております。それから、この委員の中にもおられますが、区自治協議会によりまして、「特色ある区づくり事業」への発案・事業実施などにご参加いただいております。また、西区におきましては、大学との協働による「西区DEアート」という事業もさせていただいておりますので、こういったことを通じて、広く参画・協働というものを手法として取り入れながら、事業をさせていただいているということでございます。

それから、10番目、「公的施設における運営受託事業者と市民との協働の状況について」でございます。資料3の19ページをお開きください。運用上の課題・問題点等というところでございます。市民の活動を支援するために、

市民活動支援センターというものを設置してございます。これは市民活動団体の代表者などで構成される市民活動支援センター運営協議会に運営を委託させていただいております。このセンターの機能を高めるため、現在、運営協議会と社会福祉協議会、新潟青年会議所、大学などで協議体を結成して、協働の仕組みづくりについて、なお検討を重ねているという状況になってございます。

次、「個人情報保護条例の条文」につきましては、22ページの3-16をご覧くださいと思います。個人情報保護条例につきまして、概要を記載していますので、これにて代用させていただければと思います。

次、「個人情報の苦情処理件数」でございます。資料3の37ページ、3-22という右肩に書いてある資料でございます。指標1と2のところをご覧くださいと思います。これは、市が保有する文書の閲覧や写しの交付の請求、また、本人に関する個人情報の開示、個人情報の訂正の求めに対して、市の決定について不服申立を承った件数をお示ししてございます。苦情には、いろいろな捉え方があるかと思いますが、一例として、これらの指標を上げさせていただいております。

例えばということで、指標1、不服申立状況につきましては、平成23年度不服申立件数が7件、これにつきまして却下をしたのが2件、棄却をしたのが1件、一部容認が2件、審査中が2件というような状況になっている次第です。また、個人情報の開示請求に関する不服申立件数につきましては、平成23年度1件ということで、ただいま審査中ということになってございます。

それから、次が13番、「組織目標の評価項目について」でございます。これは、資料の3-27ということでお示ししてございます。1枚目が環境部環境政策課、2枚目が中央区地域課ということで、市民の皆様にも馴染みの深い課の組織目標管理シートをご提示申し上げてございます。組織目標につきましては、年度当初、各部長、区長が策定する部や区の経営方針というものがございます。この経営方針に基づき、各部、区、課のほうで設定し、やっていくものでございます。

例えば、環境政策課の組織目標シートにつきましては、6項目の目標が設定しており、合計100点となるようにウエイトが配分されております。目標達成に向けて取組につきまして、年度末に評価を行い、次年度以降の方針策定、あるいは目標設定に反映させていただいているという次第でございます。

次の項目、14番の「公の施設の評価項目について」でございます。今ほど

の資料の次の3-28という資料をご覧ください。3-28の表題が「公の施設目標管理型評価書」と記載されているものと、あと2枚ほど資料がついてございます。まず、一番上についてございます資料が、「新潟市母子生活支援施設ふじみ苑」というものでございます。このペーパーが指定管理と言いまして、施設の管理運営を民間の方々を含めまして、市が直接行わない方法でやっているもの。それから、下に「新津地区市民会館」というものを2枚お付けしてありますが、市が直接管理運営をやっているものということで、少し様式が異なっております。1枚目が指定管理をしている団体の様式、2枚目が直接管理運営しているところの様式ということで、この2つをお示ししてございます。指定管理の表につきましては裏面をご覧くださいますと、評価の視点を4つお示ししてございます。指定管理の施設につきましては、市民の視点、財務の視点、業務プロセスの視点、人材育成の視点ということで、それぞれ評価シートに基づいて、評価をさせていただいているということでございます。また、直営のほうの「新津地区市民会館」につきましては、基本情報というペーパーと目標管理シートというものがございまして、例えば、新津地区市民会館につきましては、市民、財務、業務、人材の観点から七つの目標が定められて運営されている、その達成状況について、評価させていただいているということでございます。

それから次が、15、「水道事業の中長期経営計画の事務事業評価について」でございます。これは本冊の45ページをお開きいただければと思います。水道事業につきましては、企業会計と申しまして、市の財務ということではなくて、水道料金をもって歳出を賄うということで、別な会計になっていることもありまして、事務事業評価を行っております。この事務事業評価につきましては、「新潟市水道事業中長期計画」、マスタープランと呼んでいるものですが、この中長期計画に掲げられた理念や施策目標の達成に向けて行う具体的な取組の進行管理の一環と位置づけております。従いまして、この事務事業評価については、外部評価は行ってない、内部の評価のみということになってございます。詳しい中身につきましては、記載のとおりでございます。

次の項目は、「各項目について、自治基本条例制定前と現在の数値的な推移をお示しいただきたい」ということでしたが、これにつきましては、各資料におきまして、現在、可能な段階までお示しさせていただきましたので、また不足があれば、お申し出いただければと思います。

それから、次の17番目、「地縁団体による課題がコミュニティ協議会の課題に変わってきたもの」というお尋ねがございました。これにつきましては、資料をご用意しておりませんが、例えば、町内会、自治会単位では、単位が狭すぎて、防災訓練、避難訓練等がなかなかできなかったということが、コミュニティ協議会の単位は小学校区単位が原則でございますので、避難所は小学校等になっているケースも多くございまして、そういった町内会、自治会単位では、取り組みづらいような課題につきまして、コミュニティ協議会を通して取り組むことができるようになってきているということ。あるいは、これも自治会単位でなかなか難しい、「地域の茶の間」と呼ばれている、居場所づくりということもコミュニティ協議会はサポートしてくださって、設置が順調に進んでいるようなことを事例としてご紹介させていただければと思います。

次の項目でございます。「市政世論調査のうち市報関係部分」についてでございます。こちらにつきましては、市政世論調査資料というものをお付けしてございます。別とじになっています、資料の最後のほうでございます。ご覧いただいているものが、平成19年度の世論調査の結果概要でございます。1ページ、2ページにつきましては、平成19年度、3ページ、4ページは平成21年度、5ページ、6ページ目が平成23年度の調査結果となっております。結果につきましては、後ほどご覧いただければと考えております。

次に、「市政さわやかトーク宅配便」に関する説明でございます。市政さわやかトーク宅配便につきましては、ご要望に応じて職員を派遣することで、市の事業や施策などについて説明させていただく、また意見交換を行うということで市政への理解を深めていただき、協働の基盤づくりを目的に平成16年6月から実施しているものでございます。資料をご覧くださいますと、全てのテーマの利用実績に関するデータを記載させていただいております。資料裏面の5、参加者数、申込団体数及びメニュー数の推移を示してございます。なお、自治基本条例につきまして、条例の概要を説明するメニューを設けておりますが、こちらについては、平成19年度以降、4件94人の方からご利用いただいているということでございます。

あちこちお目を転じていただきまして、ありがとうございます。申し訳ございませんでした。以上で、私の説明を終わらせていただきます。

(2)新潟市自治基本条例に関わる条例、制度等の現状と課題の整理

(原委員長)

それでは、次の議題に入りたいと思います。「自治基本条例に関わる条例、制度等の現状と課題の整理」ということでございます。説明をお願いします。

事前に資料を皆様方のところに届けてもらってありますので、何かその辺でこれを議論したいというものがありませんでしたら、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特に無いようです。それでは、時間の限りもございませぬので、関連条例、制度等全体のボリューム感を考えまして、特に議論を深めたい項目というものがありませんでしたら、またご発言いただくことにいたします。

担当する課長さんからも出席していただいております。第3章第1節、13条から14条であります、これに関連する項目について、改めて概要等の説明を事務局からお願いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

(事務局)

再び私から、第3章第1節、13条、14条に関わる制度について、ご説明をしていきたいと思ひます。

資料3でございます。個別表、1ページをご覧くださいと思ひます。はじめに、第13条関係におきまして、「新・新潟市総合計画」について、概要をご説明させていただきます。新・新潟市総合計画につきましては、地方自治法に定める「基本構想」というものと、「基本計画」というもの、それを実施する「実施計画」という3つの項目からなっております。現総合計画につきましては、平成19年度からの8年間の本市のまちづくりの指針として、基本理念や目指すべき都市像についてお示ししたものでございます。計画の策定にあたりましては、概ね2年ほどかかっておりまして、その中では、1万人に対するアンケート調査やワークショップを開催したり、あるいは市民のご意見をちようだいするパブリックコメントに加えて、総合計画の審議会という、45名ほどからなる、いろいろ知見をお持ちの方からお集まりいただいて、ご審議をさせていただいたものでございますし、その後、基本構想につきましては、新潟市議会に議決をいただいて定めたものでございます。

指標の欄をご覧くださいと思ひます。このたびの総合計画につきましては、政令市移行ということもございましたので、新潟市全体の総合計画、基本計画のみならず、各区のまちづくりの基本方針をお示しさせていただく「区ビ

ジョン」の基本方針になる「区ビジョンまちづくり計画」につきましても、区ごとに定めてございます。各区の地域の特性や特徴などを踏まえたまちづくりをこれに基づいて、区自治協議会の皆さんとご一緒にさせていただいているということが、1つ特徴的であろうかと思えます。

それから、指標2、進行管理の実施ということでございます。総合計画につきましては、先ほど3層制ということで申し上げました。基本構想が一番上位、中ほどが基本計画、一番下が実施計画というものでございます。この実施計画を中心に、毎年、市議会にも、その進捗状況等について報告をさせていただいているという状況でございます。なお、課題・問題点の欄で少し触れさせていただきましたが、先般、平成23年5月、改正は8月だったと思えますが、地方自治法の一部を改正する法律が施行されまして、今まで市町村につきましては、基本構想の策定について義務規定だったものが、改正されて義務ではなくなってございます。現状、法律上では基本構想なるものを作っても、作らなくてもお任せということになってございます。

また、この自治基本条例につきましては、そうした本市の将来像を示す計画を策定して、施策の展開を図るという規定もございますので、今は法律上の規定はないけれども、自治基本条例に、それにふさわしいものを作って運営なさいということで規定されているということでございます。こういった状況を踏まえて、今後の基本計画のあり方について、今後どうしていくかについて、ただいま検討しているという状態でございます。

また、平成19年度からの計画に関しましても、同じような状況が続いているケースも、新たな環境変化もございます。例えば、人口減少や超高齢化社会の進展、あるいは経済状況がリーマンショック以降、すごく落ち込んでいるというような状況もありますので、そういった社会経済状況を的確につかんで反映させるべく、限られた資源で本市の目指す都市像をどう実現していくのかという観点も、今後の計画については視点として必要かと考えている次第でございます。

それから、次に資料2ページをお開きいただきたいと思います。「新潟市行政改革プラン2010」について記載させていただいております。行政改革プランにつきましては、行財政の改革、効率化という観点から、以前から取り組んでいたわけですが、平成15年、「市政改革創造プラン」という中で、情報公開、あるいは市民参画、行財政改革に取り組むという姿勢を強く打ち出した

ものであります。その後、平成17年には「行政改革プラン2005」というものを定めまして、創造、協働、あるいは経営といった基本理念のもとで、数値目標と具体的な工程表をお示しした、いわゆる行政改革プランを策定いたしました。現「行政改革プラン2010」につきましては、このことを踏まえつつ、効率化に加えて、政令市の内実を高めるための質的強化の部分と現場規定の行政改革を基本理念に政策力と現場力を高めていこうという中身になってございます。

工程表につきましては、3つの重点改革項目につきまして、具体的な取組として全54項目を設定しているということでございますし、工程表につきましては、具体的な取組として全221項目を設定してございます。

指標1をご覧くださいますと、重点改革項目ごとの項目数、あるいは指標数の記載をしております。それから、指標3でございますが、普通会計ベースで職員数の削減について、記載させていただいております。概ね毎年100名ずつ減らしましょうということで、これは他都市と比べて、多い数を少しでも減らしていきましょうということで取り組んでおりますけれども、平成23年4月1日現在と平成24年4月1日現在をお比べいただきますと、5,700人余で職員数が推移してございます。合併政令市当初6,400人くらいいた職員数から比べると相当数減らしているという状況でございます。それから、その下の指標4でございますが、財政的な効果ということで、例えば、平成23年度では12億9,000万円ほどの削減効果が出ているという状況でございます。この行政改革プラン2010につきましては、今年度取組が、一応、計画期間が終了となりますので、今、新しい行政改革につきまして、現行のプランの評価と今後の方針につきまして、「新潟市行政改革・点検評価委員会」というものを別途立ち上げて、詳しく検討している次第でございます。

続きまして、4ページをお開きいただきたいと思います。「事業仕分け」でございます。事業仕分けにつきましては、各事業の見直しに関しての一手法ということでございますが、行政サービスの提供のあり方を検証するとともに、限られた行政経営の資源をさらに効率的に配分するために、外部の方からご評価をいただき、それを施策に反映していこうというものでございます。先ほども若干触れましたが、平成22年度に1回、今年平成24年度9月に2回目を予定しているということでございます。中身につきましては、指標2のところでございますが、平成23年と平成24年の当初予算の中で、事業削減の効果

が1億9,000万円ほど、平成23年度は2億2,000万円ほどという状況でございます。

5ページをご覧くださいますと、先ほどご説明させていただきました、平成22年度、平成24年度の市民意見の反映状況を記載させていただいておりますし、その下でございますが、事業仕分けにつきましては、課題・問題点もございまして、そういった公開の場、外部の視点での外部評価であり、市政の透明性を高めて、説明責任を果たすということで、効果は大きいものの、やはり外部の意見を聞くのと同じ立場で、その方針がすべて決まってしまうのではないかという誤解が一部にあるということで、事業仕分けはあくまでもご参考に意見をちょうだいし、それをきちんと精査する中で、事業の取り扱いについて決めていくということを市民の皆様にも説明をさせていただく機会が必要なのではないかという課題を掲げさせていただいております。

次が、6ページでございます。新潟市の財政状況の公表に関する条例ということでお示ししてございます。新潟市の財政状況につきましては、年2回、公表をさせていただいております。なかなか市の財政独特の表現等がありまして、分かりにくいということもあろうかと思いますが、できるだけ分かりやすくということで考えている次第でございます。例えば、マンガによるバランスシートを作って説明をさせていただくという取組も進めておりますが、これは後ほど、ご意見をいただきながら、もっと分かりやすいものに努めていきたいと考えている次第です。

7ページでございます。予算編成過程の公開・意見募集についてです。予算の編成過程、具体的には予算の編成方針、それから各部、各区の予算の要求、主な要求の事業の概要ということで、市民の皆様にご覧に公表させていただいております。平成22年度、平成23年度当初予算の編成作業から公開させていただいておりますが、指標2にございますが、平成23年度当初予算、平成24年度当初予算に対しましてご意見をちょうだいたのが3件と5件という実態でございます。その下にも記載させていただきましたが、提出状況の意見の数が少のうございますので、これらの周知方法について、さらに努めてまいりたいということで、記載をさせていただいております。

第1節の条文につきましては7ページまででございますが、一旦、私の説明をここで終わらせていただきます。

(原委員長)

ありがとうございます。参考資料でもついておりますけれども、個別票の3-1ですが、新・新潟市総合計画と3-3の事業仕分けを特に議論を深めたいというご意見をいただいておりますが、特にご要望のあった方から少しご発言いただけますか。いかがでしょうか。

(若林委員)

新・新潟市総合計画なのですが、ほとんどが、合併した側の市町村の合併建設計画が主体になっている計画だろうと思うのです。それが平成26年に終了すると。ところが、先ほどの説明の中で、地方自治法が（総合計画のうち「基本構想」を）新しく計画する義務はないのだというところで、私ども、コミュニティ協議会を運営する中で、区役所の担当の方といろいろな議論をするのですが、私ども、あまり決めないほうがいいのではないかと議論と、それから、私どものほうは合併した立場なので、それが平成26年度である程度完成する、あるいはめどが立つ。その後、どうなるのだろうということが非常に不安だと。それを決めなかった場合に、市長選挙の市長のマニフェストだけに頼ってそういった計画が成り立っていくのかという不安があります。ですから、条例の中で、今、示されているとおり、これはやはりきちんと決めるべきだろうと思うのです。

(原委員長)

分かりました。「決めないほうがよい」というご発言があったということですが、それは区役所からでしょうか。それとも、市民の方のご意見ですか。

(若林委員)

実は、両方から。

(原委員長)

決めないでおいたほうがよいというご発言の狙いは、私にはよく分からないのですが、どうして決めないほうがよいのでしょうか。

(若林委員)

大きくは、市長選挙のときに立候補される市長のマニフェストですが、どういった市にしたいというものまでも、妨害と言っては変ですが、そういったところにも入りかねないという意見がありました。

私は、逆にそういったことをきちんと決めて、仮に市長選挙で市長の主張と違っていたら、それは私らの権利として支持しなければいいのだよという主張

なのですけれども。

(原委員長)

「今後は新総合計画そのものを作らなくてもいい」と方針として示されるといことがあって、非常に難しいところかもしれませんが、皆さん方ご意見どうですか。

(岩橋委員)

今のご意見といたしますか、実情をお聞きしますと、市民参画とか、市民意識という部分からいったら、非常に乖離しているのではないかと思います。今の委員の方、今の方々が決めて、将来的に方針が変われば、変わった段階で方針を変える。また、それは合理性の中でやるべきです。ですから、先のことを予測して、これはやめておこうということは、自治基本条例の理念からは、少しおかしいのではないかと思います。従って、今の委員の方々が今の情勢判断をして、与えられた権限の中でプランを策定するということがふさわしいと思います。

(樋口委員)

今、市の方から新・新潟市総合計画の策定のときの様子を伺ったのですが、それからすると、非常に丁寧に、2年間かけて市民の方が入ったり、アンケートなども取っているんで、一市民からしてみたら、この先、これに代わるものが策定されるとして、このような市民意見を十分取り入れた形でやるかどうか分からないので、私からしてみたら、やはり今までの総合計画、市民を入れた形の今までと同じようなやり方でやってほしいと思いました。

(栗山委員)

やはり計画というものがきちんと制定されないと、それに向かって動くということがなかなかできないですので、よりよい計画を作っていただきたいということと、すごく長い期間、人口減少、少子高齢化、経済の悪化ということが取り上げられていますけれども、それを改善あるいは克服していくための計画が制定されているはずなのですが、今現状、そういうものが毎回あがってくるということはどうにか克服していく、あるいは人口減少、少子高齢化というものは進むけれども、豊かな新潟市というものができるとい、明るい話題がふんだんに盛り込まれた計画というものをぜひ作っていただきたいと思います。

(長谷川委員)

やはり目指すべき都市像が市民と行政の間で共有されないのはよろしくな

いのではないかということで、都市像を目指しながら市民も活動するというようなことが、この（新潟市自治）基本条例でも定められていますので、都市像を明確にしていくという計画は必要であると考えます。

（新藤委員）

やはりきちんと進められているか、行政が進めているかどうかというのは、市民の目で判断できるために、一定のもの差しというのは必要だと思いますし、それと、人口減少とか、経済状況の悪化とかありますけれども、1つだけ心配なことは、新潟市全体が均等に進んでいるわけではなくて、かなり地域差が出てくると思います。その辺も考慮した形で作るべきではないかと感じます。

（馬場委員）

僕は、作るか、作らないかについてはどちらでもいいと思っているのですが、1つの考え方は単年度予算というのが行政の基本構想なのです。単年度予算という考え方で言うと、長期計画を作ることは、その単年度予算と齟齬をきたすのではないかという議論があるのです。つまり、今の長期計画であれば10年、5年でローリングというのが基本構造ですけれども、この基本構想を考えたときに、10年間行政がやることを拘束しているのではないかという議論もあるわけです。そうすると、それについて、1回作ってしまったら、市民が何が言えないのかとか、いろいろな問題が当然あるし、正当性、今のマニフェストとの関係で言うと、市長が新しく替わったとしても、変わらないということもあるかもしれないという議論が一方であって、作らないほうがいいのではないかということと、あとにご指摘いただいたように、もの差がないとだめだという議論。将来像がないとだめだという、これとのせめぎ合いだと思うのです。ですので、どちらを取るかは、市長が決めるべきだろうと思うのですが、両方があるということを考えて、この後、どのようにしたらいいのですかというように、我々は国に問われているので、では新潟市としてはどうしようという議論もしていくことになるのだろうと思います。

（若林委員）

実は、新藤委員が言われるとおり、人口減少とか、さまざまな現象がそれぞれの区によってスピード感が全く違うと思うのです。人口に関していうと、西蒲区が、一番減少率が確か大きい、高齢化率が高い。そうすると、その中で、さらにやっかいなことに、旧町村の5町村が1つの区を構成しています。合併する前の昔の町村の意識が非常に強いのです。ですから、総合計画で、箱物と

かさまざまなものが平成26年度までに大体めどがつくのですけれども、それそのものが以前住んでおられた町村の計画であったというものがあります。そうすると、それが自分たちのものという意識を持っていますので、これからやらなければいけないのは、西蒲区のことに限ってみたいな話なのですけれども、それぞれみんな市民のものだよという意識を持たせなければいけない。その辺を実は、区ビジョンの中に決めていかなければいけない、どのようにするかという指針を示さなければいけないところに来ているのではないかと思います。

そういった意味から、今、私は自治協議会の委員を任期切れで辞めましたけれども、私が自治協議会の委員をしているときは、そういったさまざま「これから先の夢に」みたいなのがあったのですけれども、今の自治協議会の皆さんの議事録を見ても、ほとんど議論することがなくなっている状態です。さらに、これから先どうするという疑問をあまり持たれていない。ですから、こういう問題を逆に自治協議会のほうで議論していただいて、西蒲区はこうだ、南区はこうだということをやっと積み上げていって、基本計画ということにできればという考えを持っています。それでこれを議論したらということをお願いしたのです。

(原委員長)

分かりました。ここでどうでしょうか。総合計画を担当されている事務局から少しご発言をいただきたいと考えます。

(事務局)

いろいろなご意見があるのは、私どもも承知しております。ただ、地方自治法で作らなくてもよくなった、義務ではなくなりましたよというように申し上げましたが、自治基本条例では一方、今の規定があるわけで、何らかの対応が必要なのだろうとは考えておりますので、それに向けてこれから準備をさせていただこうと考えておりますし、樋口委員からありました、策定の手法等につきましては、これまで以上に市民の皆さんと意見交換をさせていただくようなことも十分承知している次第ですが、ただ従来の基本構想につきましては、議会での議決もありましたので、私ども執行部だけのお話ではなくて、市民の皆さんと議会の皆様と相談して、どうしていくかを決めていかななくてはならないという状況にありますという現況をお知らせしたということでもあります。

ただ、今のご議論をどうしていくかということは、この場でお答えすることはできませんので、今後、いろいろなことでご意見をちょうだいして、議論を

深めていきたいと考えている次第です。

(原委員長)

総合計画ですが、あるときのメリットとないときのメリットという、やはりあるのだらうと思いますが、ただ、この委員会としては、「市民の参画」というものを非常に重視して考えているわけです。そうすると、計画ができるところで市民の参画というものがまだあるはずなので、決まらないものには参画も何もないだらうと。後で変更する必要があるれば、それに関しても市民の参画が与えられてしかるべきだらうと思いますので、市民の参画を担保するということからしても、やはり何らかの計画というものはあったほうがいいだらうと思いますし、それから特に合併からそうまだ時間がたっていないわけなので、1つの新しい区、あるいは1つの新しい市の共通認識というものを育てていかなければならないと思いますので、この委員会としては、ぜひそういう総合計画を作って、そこに市民参画があるということが、非常に大事なことではないかと感じています。そのような方向で進んでいただくとありがたいと思います。それがないと、やはり協働というものは出てこないだらうと思いますので。共感しなければ協働というのはないだらうと思います。計画そのものを作るかどうかという、我々、その責任を持っているというわけではないのですけれども、関連するとそういうことになるのではないかという感じがしております。そういったところでよろしいでしょうか。

次に、事業仕分けについてですが、これはいかがですか。

(岩橋委員)

一昨年事業仕分けが行われたわけですが、賛否両論ございましたが、やはり透明性とか市民参加などという部分では、大いに評価されると思っております。

ただ、今度9月1日、2日とまた予定されておりますが、これについては市民の事業仕分けの対象事業について、市民からの公募はなかったように聞いております。その背景は、合併調整事業、要するに合併したときにさまざまな事業が各区に残っていたのです。その事業をこの辺で見直しをしようではないかということで、合併調整事業を中心に事業仕分けをやるということで、私は理解しているのです。それはそれで結構だと思うのですが、事業仕分けのことについては、やはり職員の方々は、ほとんど事業執行係ですから、これはやめようとか、口が裂けても言えないわけです。雑談的には、こんな事業は古いよねということはやめたとしても、事業執行側としてはなかなか表だって言えない。

それからもう1つ、議員さんは、絶対に口が裂けても言わない。例えば、先回のお風呂の問題（新潟市公衆浴場経営安定化事業補助金）にしても、おむつの問題（紙おむつ支給事業）にしても、票につながりますから。それをやめようと言ったら票につながりますから、絶対に言わないと思うのです。心の中に思っても言わないのです。そういう意味で、やはり限られた資源を使おうとなれば、やはり市民の前にさらけ出して、本当にこれがいいのかということでは、事業仕分けについては大いに評価すると考えております。

今後の問題として、自治基本条例の理念を活かすということでしたら、事業仕分けの対象事業を市民からもっと意見を聞いてほしい。これが1つ。もう1つは、事業仕分けの参加者が判定人も兼ねているわけです。構想日本で事業仕分けをあちこちでやっておりますが、もう1つの方法は、要するに事業仕分けに議論として参加する人と、それを傍聴していて、賛成、反対とか、または拡大、縮小と言う判定人がその周りにたくさんいるわけです。そうすると、非常に市民の意見が反映された判定につながるのではないかと思いますので、市民判定人制度の導入と事業仕分けの対象事業をもっと市民から公募していただきたい。この2点を自治基本条例の理念を活かす意味でお願いしたいと申し上げておきます。以上、意見でございます。

（坂上委員）

5 ページ下の運用上の課題・問題点等というところを読ませていただいて、確かに私ども、まちの中でお話ししていても、事業仕分けという言葉は分かって、その中身ということも、本当にその場で方針がすべて決まってしまうのではないかという誤解が一部にあるという、その部分のところは本当にそうだなということ、もっと一般の人たちに事業仕分けの中身といいますか、こういうことをやりたいとか、それをもっと知らせてほしい。そうすれば、理解の仕方が違うのではないかと思います。

（樋口委員）

平成22年のときに息子を引かずって行ったのですけれども、大変おもしろくて、身近な事業がいっぱいあって、テレビで国の仕分けを見るよりも非常におもしろかったです。私は、公募をやっていたということを知らなかったもので、回答でいただいて、公募制だったのだと、参加できなくて大変残念だったので、先ほど岩橋委員が言ったように、市民が何の事業をしたらいいかを選ぶということ。それから、そのとき一緒にいた息子が、「聞いているだけ

だどつまらないね」と言ったのです。そして、一般市民で参加している人がけっこう少ないのです。(会場を) 見ると市議会議員、行政、マスコミの方などがいて、私みたいな市民の人はあまり姿が見えなかったので、やはりあの臨場感で、市の事業をこのようにして、みんなでわあわあやるとするのは、それがどのような結果につながるとかではなくても、参画になると思いますので、公募も、坂上委員がおっしゃったような広報も含めて、もう少しみんなに伝わるような形でがんばっていただきたいと思います。

(新藤委員)

今のお話を伺っていて、私も実際にやる場に立ってみたいという欲求は出てくるのですが、例えば、これに先だって、市民団体の間で、自分たちで持ち寄った課題を自分らで無責任に語り合うという事業仕分けが前段にあって、その後でやられてもいいのではないかという感じがしました。無責任な発言で恐縮です。

(原委員長)

実際に、具体的な1つ1つの事業となると、関心のない方々がいて当然ですし、逆に非常に関心があって死活問題というようになる方もいらっしゃるわけで、一旦決まったものをやめるべきだという意見は意見としてはいいのですが、決定というのは、当事者というか、責任ある人たちがやるべきであると思うので。ただ、意見をそういう形で出すというのは、非常に市民参画の1つの形態だろうと思いますから、それから委員の方々からご指摘のある広報活動といえますか、分かりやすくという辺りはぜひひとつやっていただきたいと思います。

ただ、「仕分け」という言葉の中で、決定もするのだろうけれども、やっていることをここでやめたらどうかという意見ですが、やめさせるというような権限まで持つようなイメージがあると危険ではないか。もしかしたら、それは暴走かもしれませんので、言葉はきついですけれども、その辺は慎重に、我々としては冷静に対応していく必要があるだろうと思います。そうした感じがしますが、いかがですか。

(若林委員)

確かに委員長が言われるとおりだろうと思います。

例えば、中央区の人たち主体に仕分けをやったら、南区の人たちがやるのと違った結論が出てくる可能性が非常に多いと思うのです。ですから、その辺を注意しながら、(この事業は)「やらないほうがいいのだな」(とか)、やるにし

ても、やり方をきちんと考えていく。当然、それが市民の考え方、意見ということになれば、尊重はされることになるのだろうと思うのです。ですから、やり方をきちんとやらないと、非常に間違った方向に行くのではという気がしてなりません。

(原委員長)

場合によったら、仕分けという言葉そのものを変えて、「市民意見発表会」などの方がよいのかもしれないけれども。あるいは疑問を質そうとか、その辺を少し考えなければならない気がします。

(岩橋委員)

若林委員のおっしゃったとおり、そういう懸念と申しますか、これはやはり1つなのです。その試金石が、まだ事業内容は分かりませんが、今回の9月に行われる事業仕分けは、合併調整事業なのです。ですから、西蒲区で残っている事業はこれでいいのかというような事業まで出てくる可能性があるのです。ですから、そういうものに心配されている部分が出てくるかもしれないと、私も疑念は持っております。ですから、今回の事業仕分けは、そういう視点からも注目する必要があると思います。

(長谷川委員)

私は、仕分け人を岩橋委員と一緒に先回させていただいた立場、経験からなのですけれども、行政VS市民ではないのです。その辺もきちんと広報していただき、どのような過程で最終的な判断をするか(という)辺りまでが見えてくると、かなり市民側の受け取る意識も違うということもあると思います。

こちら(資料)には市民への説明責任という文字もありますけれども、市民側からすると、相当勉強しないと難しいところもあって、かなり事前準備が大変だと。そのくらいに意識を上げていかななくてはならないということもあるという部分では、協働の相手として、市民全体も注目して深めていくというような、空気というのでしょうか。そういったものも醸成できると思います。

(原委員長)

いい意見だと思いました。

(郷委員)

私も事業仕分けは、前回の新潟市のものは全く意識がなくて、行っていなくて知らなかったのですけれども、国でやった事業仕分けの事業の中で、「ゆめ基金(子どもの読書活動の推進事業と子どもゆめ基金)」という事業があつて、

あれも廃止とその中では結論づけられたのですけれども、利用している私たち、子どもたちを支えている団体としては、すごく必要ない事業だということで、あのときも利用している私たちのほうが、いろいろなお願いの文書を書いたり、アンケートをしたり、署名をしたり、すごく頑張った。そして上げたらやはり廃止ではなく、使い方をすごく厳しい目で（審査することになった）。行政も今まではわりと緩い規格の中でやっていたことが、すごく厳しくなっていて。そういったことで、こういった壇上に乗る事業というのはいいと思って。今まで続けていたもののマンネリ化を防ぐ、そういった意味でも、すごく大切なことだと思うので、やはり事前に、私も今回、すごく話をしたので、平成24年度の事業仕分けに行ってみたいと思いますが、特に今回、合併市町村事業ということで、各区の方は、ものすごく意味がある中で続けてきて、消せないものというのは、本当に事業そのものよりも、地域の人間の気持ちというのは大切なものがたくさんあるので、そのあたりを勘案した（事業）仕分けになってもraitたいということと、やはりそのためには広報をすごくこまめにしていただかないと、私のように知らなかったという市民がたくさんいる中では、一部の人たちだけの気持ちが行ってしまうので、いい広報を進めてほしいと思います。

（原委員長）

岩橋委員、次回の区単位の仕分けはいつやるのですか。

（岩橋委員）

9月1日、2日と広報されています。事業内容についてはもう発表になっているのですか。

（事務局）

まだ選定中です。

（岩橋委員）

大まかな部分としては、合併調整事業を見直しの対象にするのだというようなことは、議会でもちらっと議論になっていたようですが、そのような認識でよろしいですか。

（事務局）

このたびの仕分けにつきましては、合併、政令市ということを踏まえて、テーマ設定をするということは申し上げたのですが、それだけをやるわけではなくて、従来型の事業の見直し、あるいは事務改善を含めた観点からも、通常の事業も選びますということで、合わせて20事業ということで申し上げている

中で、今、選定中ということでございます。

(原委員長)

あと1か月しか、正味ないと思いますけれども、ぜひ、市民の参画を促進するためにも、情報をできるだけ分かりやすく、20事業について、市民に提供していただけると、参画という意味で、あるいは協働という意味でいいのではないかと思います。皆さんどうでしょうか。大変だろうとは思いますが。

(事務局)

事業仕分けを担当しております、行政経営課でございます。

今ほど、委員の方々のご意見をお聞きしまして、確かに前回やりましたときに、それなりの方にお集まりいただきましたし、マスコミ紙上では大賑わいになりまして、ある意味で注目を浴びたのかなとは思っておりますけれども、ただやはりご覧いただいた資料にもありますように、本当に事業仕分けを我々としてやろうとしている趣旨とか、あるいは市民の方々にどういう観点で関わっていただいてやろうとしているのかということころは、少し説明不足なところが前回もありましたし、今回もそういうところはまだ少し気をつけていかないとだめかと思っておりますので、今ほど話がありましたように、対象事業は選定中でございますけれども、それがある程度決まりました段階で、市民の方々にきちんと説明できるような形で、広報もしていきたいと思っております。

それから、いろいろなご意見をお聞きしていて、確かに「仕分け」という名前の中で、国のほうで「なぜ2番じゃダメなのですか」みたいなことが先行してしまって、基本的に仕分けの結果だけに非常に注目が行きがちなのですけれども、我々としてこの仕分けで皆さん方に関わっていただく一番大きな趣旨というのは、市民の方々の目を見ていただいて、今まで市としてやってきた事業に対してどういう課題があって、どういう論点が市民の方々から見てあるのかということ議論の中で我々にお伝えいただきたいと。そういうことが判定以上に大切なのかと思っております。

最終的には、皆さんご承知のとおり、本来、議会というきちんと議論する場があるわけですし、市の執行部は執行部として、仕分けで出てきたご意見をちゃんと受け止めさせていただいて、ものによっては、本当は関係の団体の方々とももっと深く意見交換したうえで、最終的な方針を決めなければだめなものがあると思いますので、そういう手続きを、仕分けをした後でも、きちんと踏まえさせていただいたうえで決定していくというようなこと、こういった趣旨

も含めて、皆さん方にお伝えできるような形で、少しがんばりたいと思いますので、できるだけご協力いただけるようによろしくお願いします。

(樋口委員)

私が参加したときに思ったのですけれども、なぜこの事業が選ばれたのかということ。何が問題になっているのかということ。廃止と継続というような論点を、本当に大変だと思うのですけれども、すごく分かりやすいように。いろいろな数字を出すのも大事なのかもしれませんけれども、参加した市民がああ場で資料をもらって見たときに、「ああそうか、この論点、この事業が出されたのはこういう理由からなのか」ということが分かると、より一層、途中から入っても分かるのです。選ばれた事業だけは書いてあるのですけれども、その事業がなぜそこに出されたかということが分からないと、それこそおむつ（紙おむつ支給事業）と入浴（新潟市公衆浴場経営安定化事業補助金）の事業を見たときに、「お年寄りの人は大変なのに、なぜこういう事業を載せたのか」と思ったのです。だから、そうしたこともきちんと書いていただくと、参加していても、外野としては、非常に楽しいかと思えます。よろしくお願いします。

(原委員長)

いかがでしょうか。ただいま、仕分け担当から、かなり前向きな、我々の意見をよく取り入れてくれるという感じのご発言をいただいたと思いますので、これはぜひそういう方向でやっていただくと、非常に自治基本条例の趣旨が生きてくるのではないかと思います。そういうところでよろしいでしょうか。

(事務局)

1つ言い忘れましたけれども、仕分けというと無駄なものをできるだけなくしていこうということが趣旨の1つではあるのですけれども、今回の仕分けについては、もっとニュートラルに議論していただきたいということで、無駄なものは減らしていただく、ただ本当に必要なもの、あるいは、例えば一部地域でやっているものであっても、もっと広い地域でやればよいと思われるものは拡大していこうと、両方をちゃんと見ていただけるような形でやりたいと思っておりますので、削減ありきでお考えいただくというよりは、もっとニュートラルな形でいろいろな課題や論点を出していただいてもいいと考えています。

(原委員長)

仕分けというよりは、中間評価とか、もう少し適切な言葉がいいかもしれません。とりあえず、仕分けにつきましては、そういうことでいいと思います。

あとは、第1節関係で、新・新潟市総合計画と仕分け以外で、皆様方から何かご意見はございますか。特になければ、新・新潟市総合計画と事業仕分け関係につきましては、これまで申し上げたような意見ということでまとめたいと思います。

それでは続いて、第2節へ入っていきたいと思います。事務局からお願いします。

(事務局)

それでは、第2節の概要についてご説明いたします。資料3の8ページをお開きいただければと思います。「情報公開条例」について記載してございます。情報公開条例につきましては、市民の皆様の知る権利を具体化する条例ということで、公文書の公開を求める権利を明らかにし、市政の情報を共有しながら、開かれた市政運営を進めていくということを明記してございます。

下の欄の指標のところでございますが、情報公開の請求件数が記載してございます。平成23年度につきましては集計中ということで、平成22年度までのものを記載してございます。件数については記載のとおりとなります。

指標2番目のところでございますが、これは全国85のオンブズマンの皆様が、連絡会議の中でランキングを発表してございます。さまざまなオンブズマンの皆様が定めた指標に合っているか、そういったことができているかということで、平成22年度で申し上げますと、18の政令市の中で仙台市を除いて第1位の公開度であるという結果であるとたまわっております。

それから、運用上の課題・問題点の欄には、「文書管理システム」と「電子申請」という、ネット上で申請様式をダウンロードし申請いただくシステムが稼働してまいりましたので、従来、紙で行われていた情報公開等につきましても、事務が標準化され、効率化されているということを記載しております。

10ページでございます。情報公開条例の中でも関連して、各種媒体ということでテレビ、市報にいがたについての他の広報媒体についても入れさせていただきます。市報にいがたにつきましては、先ほどご説明したとおりでございますので割愛させていただきますが、指標2のところでございます。ホームページのアクセス数につきましては、平成23年度で申し上げますと、ホームページアクセス数が786万9,000件ほど。携帯等のモバイルのアクセス数が15万ほどになりまして、合わせて800万のアクセスを超えているということでございます。

なお、平成24年6月にホームページをリニューアルして、年齢、あるいは障がいの有無にかかわらず、だれでも使いやすいホームページを目指して、この6月1日から運用をさせていただいているところでございます。

11ページ、テレビ、ラジオ、データ放送等を活用して、市政の情報を分かりやすくお伝えしているということでございます。運用上の課題・問題点といたしましては、近年、新聞の購読世帯が減っておりまして、未購読の方については、ご希望に基づきまして、個別に配達を行わせていただいております。また、ソーシャルネットワークとか、新しい広報媒体に対応すべく、そういった広報媒体をうまく活用しながら、分かりやすい市政の情報をお伝えしていかなくてはいけない。これにどう対応していくかというところの検討を始めますということも記載してございます。

それから12ページ、新潟市情報公開条例に関しまして、「附属機関等の会議の公開」でございます。当検討委員会につきましても、原則公開でというお話が委員長から冒頭ございましたけれども、会議の公開の状況、指標1でございます。平成23年度につきましましては、78.6%の会議で公開をしております。

公開できない理由の中には、例えば、要介護の認定をするような、プライバシーの保護上公開すべきではないもの等が含まれておりますので、100%という数字は無理かと思いますが、可能な限り、委員会を公開して、情報の共有、発信、あるいは審議の過程に参画いただくという趣旨で公開を進めているところでございます。

指標3で、傍聴の方の人数についてお示ししてございます。平成23年度で申し上げますと、310の会議がございまして、傍聴いただいた方が591名でございます。割り返しますと1会議当たり約2人ということでございます。

13ページ、「附属機関の設置指針」というものがございます。これは、附属機関の設置に関して必要なものを定めた指針でございますが、ここで公募委員の導入を積極的に進めなさいということが書いてございます。

公募委員につきましましては、平成23年度43.5%の機関で公募されているということでございます。また、市民参加率という指標も掲げさせていただいておりまして、附属機関や懇話会等における公募委員の導入や、パブリックコメントの実施による市民意見の聴取を行った機関の割合が90%を超えているという状態でございます。

14、15ページが、いわゆるパブリックコメント条例といわれる「市民意見提出条例」でございます。これにつきましては、指標の中で、平成23年度で申し上げますと、先ほど言いましたように、100名の方からご提案、意見提出をいただいたということでございますが、実施案件数が増えれば、提出者数も増えていくということで、案件数にばらつきがありますので、一概に、この年は多くてよかったということでは決してございませんけれども、参考までにお示しした次第でございます。

それから、先ほど申し上げましたことと少し被りますけれども、パブリックコメントにつきましては、市民の皆様身近に感じていただける政策のときには、多くご意見を提出される傾向があるようでございますが、よりたくさんの方の意見をいただくためにも、制度の周知が必要だということなど、記載をさせていただいている次第です。

16、17ページでございます。ここでは、協働を進めていくために、2006年に定めた市民協働の手引きというもので、「社会貢献活動推進基本方針」について記載してございます。この基本方針につきましては、市民参加型の社会形成が期待されている背景もあり、多様化する社会問題に適切に対応していくためには、市民と行政がお互いにパートナーシップを持って、進めていくことが必要だということ。それにつきましては、手引きの中で、市民の皆さんと一緒に、協働という考え方をきちんと取り入れながら、認識を共通にするために作成した手引きという位置づけでございます。指標のところ、協働事業としてとらえているものが1,129件、平成22年度に実施されているということでございます。

18、19ページでございます。冒頭のところで申し上げますが、「市民活動支援センター」という場所をご提供申し上げて、そこで市民活動のより積極的な活動をしていただくということで、西堀に設置し、場所等を提供差し上げている、活動拠点として使っていただけるということでございます。

課題として上げさせていただいているのが、「にいがた市民活動応援ねっと」と、「新潟市市民活動支援センター」の2つのホームページがございまして、そういったサイトについては統合して分かりやすくしたほうがよろしいのではないかと。それから、役員について固定化が少し見られるので、新しい開かれた運営体制があるのではないかと。これを記載させていただきますし、センターの機能として、例えば、社会福祉協議会などの他の機関との

連携などが、新しい考え方として必要なのではないかということも記載させていただきました。私からは以上でございます。

(原委員長)

ありがとうございました。何かご意見がございましたら、ご発言いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(岩橋委員)

質問したいのですが、この4月で（附属機関等の）公募に関する指針等を改定しまして、4月1日から施行になっております。このことについて、思い、またはこういうところを改訂したのだということをかいつまんでお知らせいただければと思います。

特に先般、資料をいただきました、「新潟市附属機関等に関する指針」で、具体的に質問いたしますと、このたびから附属機関の設置については、行政経営課とかなり連携するという部分が初めて入っております。このことについて、思い、趣旨等があれば、お聞かせいただければと思います。

(事務局)

附属機関の指針の関係は行政経営課で担当しておりますので、私から簡単にご説明したいと思います。

最後のほうの、行政経営課が関わるというお話のところは、公募だけではございませんで、やはり女性の委員の方々の比率とか公募なども、できるだけ目標値を掲げてやっておりますので、それをきちんと推進していく上で、単純に、（当該）附属機関を担当している所管だけではなくて、我々としてもどちらかという制度管理人側、第三者的な目でいろいろなご相談を受けるような立場でもありますので、そういった意味で関わらせていただくという趣旨でございますし、指針の見直しは、やはり公募委員の方々にも、公募という形で市民の方々に関わっていただきたいと、今までもきたわけですけれども、また一層、そういうものを推進していきたいという趣旨でご理解いただければと思います。

(岩橋委員)

ありがとうございました。期待する方向に向いていると認識したいと思います。

それで、実は、今、行政経営課が制度的な部分に関わっていききたいということについては大賛成なのです。もっと期待するものは、例えば、区自治協議会

がありまして、その中にさまざまな要綱を作って事業をやろうとすることがあります。その辺にも関わっていくつもりかどうか、お聞かせいただきたい。

(事務局)

区の自治協議会につきましては、私どもで直接関わるということは難しいかと思っております。やはり、直接(の関わり)は区役所になるかと思いますし、区役所に対して指導する立場としての本庁の課なりが分野ごとに関わることになるかと思っておりますので、私どもとして直接ということは少し難しいかと思います。

(岩橋委員)

分かりました。今度は、意見と質問に入ります。

実は、昨年4月に区自治協議会の任期がちょうど2年、2年の4年終わりをまして、改選期だったのです。そのときに、公募委員の方が8区のうち定員を満たしたのが2つの区なのです。公募定数がぎりぎりのところ、公募と応募者が一緒だったのは2区なのです。4区は定員割れだったのです。これはさまざま、各区で事情があったと思います。しかし、少なくとも7万人とか、多いところでは18万人の区で、5人や3人の応募者がいないというのは非常に問題だと思います。

具体的な事例としまして、中央区の公募要綱の内容が、作文は大体800字から1,200字ということです。そのほかに、地域での活動履歴を書きなさい、こういうことが東区と中央区であったのです。私は、そのときに東区の(自治協議会)委員をやっておりましたので、これはまずいと。参考として、例えば優秀な人材を取り込むために、そういう活動をされている方もいいねということで、参考として入れていただくのはいいけれども、それを書かなかつたからといって全く門前払いするということはできないと。それから、活動履歴を書くことによって、個人情報にもなるのだと。それはやはり、自治協議会の中で選定委員をする人は、個人情報を守りますというような要綱がないわけです。そういうことで大反対して、載せるけれども審査の対象にはしないというように東区は実施しました。中央区の場合は、活動履歴を載せないとだめですよということと、載せないと審査の対象にしませんという文字が入っているのです。非常に市民参画を制限する応募だったのです。私はそれを見てぞっとしまして、恐らく中央区のことですから、知識人の方はたくさんおられることだから、恐らくその辺からサジェスションが入って訂正するだろうと期待してい

たのですが、そのままいきました。応募者が2名ありました。なぜか2名の方は落選でしたということで、それを反省していただきまして、そういうものを解除して再公募しましたら、委員定数が集まったという事例があるのです。従って、市民参画を制限するようなことが現に起きているということです。そういうものを区の職員の方、または自治協議会の方、なかなか理解できないで進めているケースがあるわけです。そういうものに対しても、やはり専門の本庁の行政経営課の方々がサジェスションを入れてあげるような仕組み、または何か間違いが起きないように仕組みが必要ではないかと思っております。

(原委員長)

岩橋委員に聞きますけれども、再公募したわけですね。そのときには、その条件を削除したのですか。

(岩橋委員)

その条件を削除しまして、2か月くらい検討しましたかね。それはおかしいということで削除して、例えば定年退職を迎えて、今度は、持っているスキルで地域に貢献しようと思っている人が応募しようと思っても、地域で活動していないわけです。対象外になってしまうのです。あれは驚きました。ですから、どこかからチェックが入って直るかと思いましたがけれども、とうとうそのままいって、最終的に応募者は2名で、その2名は落選した。恐らくそういうものを欠いたかどうか分かりませんが、やはり制限することにつながる。この自治基本条例の市民参画を広げていこうという趣旨からは、本当に逆行したことが起きたというように、私は見ております。従って、そういうことが起きないように仕組みづくりが必要かということで、質問したわけでございます。

(新藤委員)

今の、募集の要項とか、そういうこととは少し関係ないのですが、全ての区で公募委員が少なかったということは、募集の方法とか以前の問題として、自治協議会自体が何なのだという市民の理解が全くないから関心がない、多分そちらのほうが大きいと思います。ですから、今回、我々が検討する自治基本条例にしても、どれくらいの市民が自覚してくださっているのかなということ、まずそこに問題があるので、やはり市がどういう仕組みで市民の声を行政に反映しようとしているかということをもっと市民に分かりやすく伝えるということも重要かと思えます。ちなみに、私も昨年から自治協議会をやらせてもらっていますが、委員になるまでよく分かりませんでした。ですから、そ

ういう状態が現実だということもあるのかと思います。

(原委員長)

ありがとうございます。今のご指摘は非常に大事だと思うのです。この委員会は、どちらかという、行政に対するチェックという観点でやってきていると思っていますが、確かに新藤委員のご指摘のとおりで、一般市民に対する啓蒙活動というものがやられていなかった可能性があります。我々自身にも責任があるかもしれませんし、行政からもその辺を考えていってもらわなければならないと思います。ほかに関連して何かご意見ありませんか。

(若林委員)

新藤さんのご意見と全く同じなのですけれども、西蒲区というのは自治会が非常に活発に活動しているところで、その「自治会」という言葉と「自治協議会」という言葉を、市民の皆さんは混同している、同じものと考えているのです。自治協議会という話をしていると、どこの自治会かという話になってしまうのです。そういうことなので、その辺からきちんとお知らせをするといえますか、理解をしてもらう努力が必要かと思います。

(岩橋委員)

私も4年間やってまいりまして、反省しております。その反省の中には、自治基本条例からは趣旨が離れてまいりますけれども、やはり4年間、もしくは2年の任期の中で、達成感を味わった自治協議会の委員というのは、あまりいないと思うのです。2年で交替、もしくは4年で交替。達成感を味わえなかったということが、アンケートを取っても非常に多かったと思うのです。それからすると、やはりもっと協働する部分を、実際的な作業として、区と協働する部分をもっと増やしていかなければいけないと。今も見ていますと、区自治協議会の部会などでさまざまな事業に取り組んでおります。それもかなり大きな事業なのです。5年や10年では結果が出ないような事業に取り組んでいるのが往々にしてあります。だから、2年とか4年の間に、ある程度方向が見えたという事業に取り組むということが、やはり一番大事ではないかと思います。

例えば、大変失礼ですけれども、ある区では、鳥屋野潟の問題に取り組んでいる。これも県も国も市もやり、そこで区の自治協議会では何をやれるのかということは、しかも30年も40年もかかってもなかなか前へ進まないことについては、チャレンジすることはいいのでしょうけれども、やはり達成感は味わえないという事業になると思うのです。

ですから、その中で、区ビジョンまちづくり計画は、区の自治協議会の委員が中心になって作っています。この進捗状況、評価、次につながるプランの策定を区自治協議会の委員が手掛けたら遊んでられないのです。ものすごく仕事がいっぱいあります。東区では、それを区自治協議会と部会で評価からすでにやりました。遊んでられないのです。本会議があつて、部会を月に2回やっても足りないというような状況になって、忙しかったけれどもその代わり達成感はありましたというご意見が多かったのです。そういう意味で、協働の仕組みをもっと作るべきだと思います。

(原委員長)

分かりました。どうしたらいいでしょう。

(岩橋委員)

区自治協議会の委員として考えますと、やはり受け身ではなくて、この区を、この事業をどうするのだという部分を主体的に参加しなければならない。私も、各区の自治協議会を定期的に傍聴に行っています。公募委員の方は、どこへ行っても非常に真剣です。西区のある部会の方は、公募委員を中心に、東区に傍聴に来られました。または意見交換会もやりました。やはり熱心な方がたくさんいる自治協議会は、非常に活気があるといえますか、委員の方も仕事がたくさんあります。あとは、区自治協議会の会長会議もときどき傍聴しております。さまざまな角度から見ると、やはりそのようなことを感じます。

(原委員長)

ただし、その公募委員が下手をすると定員割れになってしまうと。

(若林委員)

実は、私は第1章から議論(したい)ということのを要望としてお願いしたのですが、その辺が基本にあったのです。

第4条に「地域の特性(及び独自性)を尊重した地域自治を推進する」という項目があるのです。各区によって問題となる部分が全く違った視点が出てくるのだらうと思います。先ほどもそういった議論がありました。西蒲区の場合は、私も自治協議会の委員をしているときに、いくつも特別部会を作りました。例えば、合併建設計画を見直しする特別部会とか、あるいは都市計画の線引きの見直しをする部会とか、そういった特別部会をいくつも作っていただいて、その部会に全部所属してきたのですけれども、特に都市計画の見直しについては、月2回も3回も会議を開いて議論して。ちなみに南区さんと連動しながら

やってきました。そういったこともやってきたのですけれども、非常に1期、2期の委員の皆さん、そういったところに所属された方は、達成感が十分あるといたしますか、それがたまたま西蒲区の大きな議題だったのです。

ですから、もう少し、全市的な考えではなくて、その区特有の問題点をきちんと出していくということは非常に大事なのだらうと思います。

(原委員長)

分かりました。

順序としては、今の順序をこのまま進めさせていただいて、ただし、今日、出たようなお話をもう一遍、その部分に改めて意見を整理させていただきたいと思えます。確かに大事なことです。ありがとうございました。

ではそのときにもう一遍検討させていただくことにして、ほかにありますか。

(樋口委員)

これだけは言いたいと思ってずっときていたことなのですから、ここで言うしかないと思ったのです。これは出された課題のところに当てはまらないものですから。

実は、地域で子どもたちの居場所を作りたいと思ひまして、場所を探していたのです。コミュニティ協議会の育成部というところが中心になって場所を探していたのですけれども、お金もないことだからということで、児童センターはどうだろうという話になって、児童センターが私たちの趣旨にも沿うしいいのではないかということでお話を持っていったのです。そうしたら、昨年だったのですけれども、4月から、北区の児童センターは一括で外部委託に出しているのです、そちらでお話ししてくださいという話だったのです。それで、5月から6月に場を設けて、「このようなことを考えているのですけれども、よろしくお願ひします」ということでお話ししたのですけれども、断りはしなかったのですけれども、ほかの4つある児童センターのうち、1つは7時まで開いているのに、「うちは5時でやめます」ということで、もう少し、「私たちもボランティアに入りますから、対応できないでしょうか」と言ったら、「できません」という形で。「もし、その児童センターの言うとおりに私たちが使うとして、では何がいけないのか、どういったことをやってはいけないのかということをお文書でください」と言ったのですけれども、「利用をお願ひする私たちのほうから、こういうことをやってはいけないという規則を作って提出いただいた上で、それを見て回答します」という話だったのです。

私は、この話を聞いていて、とても悲しくなったのです。もしもこれが、市の直営であれば、こういった形ではなかったのではないか。もう少しうまく協働できたのではないかと思ひまして、市の公的な施設（の運営）が委託されたときに、市民との協働がどのような形になっているのかということ（感じたのは）私だけではないのではないかと思ひまして、それを聞いてみたかったのです。そのようなものが、例えば、委託するときに、市民との協働ということが先ほどの外部評価のところにもあったようなのですけれども、このようなものというのは、向こうはだめだとは言っていないけれども、あれもだめ、これもだめ、本当に「だめ」ばかりなのです。そして、挙げ句の果てに、向こうは5時まで使うと。それで、私たちは「5時半から使わせてください」とお願いしたら、「5時に私たちが全部鍵を閉めて、チェックして、一旦出ます。ドアの鍵を閉めます。そうしたら、そこであなたたちに鍵を渡しますから、そこで改めて開けてください。」と言うのです。私は、センターの職員の人も知っているし、対象としているのが高校生の18歳までの子なのですからけれども、児童センターは、昼間遊んでいた子どもたちが中学校に行き、高校に行き、その子どもたちが使うのに、なぜそういったことを言うのだろうと。私だけが悲しく思うのかと思うのですけれども、これは絶対に協働ではないよねと。後退しているような気がするのです。

（コミュニティ協議会の）育成部で話をしたときに、これでは使いにくすぎるといふことで、自治会の集会所を使わせていただくことになったのですけれども、こういうことを感じているのは私だけかなと。委託されたが故に、より協働がうまくいかなくなっているところというのは、ほかにはないでしょうかということ。それをお聞きしたくて。

そして、悪口を言うわけではないのです。向こうは本当に非常にまじめな方だし、私たちが中高生の大きい子どもたちを児童センターに入れることで、あまり新しくない児童センターに穴を開けたりしてはいけない、何かしてはいけないというような思いがあるから、ああいう言葉になったと思うのですけれども、そういううまく協働できるような仕組みがないのかとお聞きしたくて、ここしかないと思ひ、満を持してお話ししました。

（原委員長）

市役所のサービスを民間委託したときの、サービス水準の協働についてということでしょうか。個別の問題になると急には変えられないと思うのですけれど

ども、本質的にはそういうことではないかと思うのですが。

(事務局)

個別のケースについて、今、承知していないので、お答えできないのですけれども、指定管理ですとか、業務委託で民間のお力を借りて、施設の運営とか、維持管理をする場合においては、基本的に、直営のときと比べてサービス水準を落とさないということを踏まえてお願いしているはずなのです。個別のケースの開館時間、閉館時間というのは条例で決まっているケースもありますし、区によってまちまちなところもありますので、何とも言えないのですけれども、職員の方々のご対応の部分は除いても、もし直営だとしてもできない、あるいは指定管理だからこそできないことがあるのであれば、その理由をきちんと明示してご理解いただくということが、総論的には大切なのだらうと思うのです。

ですので、このたびのケースにつきましても、こういう理由、こういう規定があるのでできません、できますということをもう少し具体的にやり取りをしていただければ、施設側も皆さんもよかったのかと思うのですけれども。ただ基本的には直営だから、委託だからできないということは、委託の仕様とか、条例とか、法律で禁止されていなければ、運用の中で、どういうことに使っていただけるかということは、検討の余地はないわけではないのです。

(原委員長)

そこはもう一遍、現場の状況をよく把握されて、担当のセクションに出してもらえればいいと思いますが、ただ、事務局の今の発言の中に、区によってまちまちという言葉がありました。それによって少し問題になる場合は。

(事務局)

例えば、区で特性で、保育園というものは、夜遅くまでお仕事していらっしゃるご家庭の集まっている集落もありますので、そうしたときには例えば6時で終わるとか、7時で終わるとか、あるいはまちなかであればもっと遅くまで保育時間を延ばさないと、お父さん、お母さんのニーズに答えられないということもありますので、そういった貸し館、保育園等の施設については、地域の実情に合わせて開館、閉館といいますか、利用時間を定めているケースがまだありますので、一律的に、全市的に統一することが、本当によろしいことであれば、そういった検討も必要でしょうし、逆に地域の特性の事情に合わせて、きちんと決めたほうが皆さんのためになるのだということであれば、それはまちまちのケースも今もありますし、今後もあるかということなのです。

(原委員長)

利用者がたまたまないからということであれば、それはそれで納得できるのだけれども、新規にそういう利用をしたいという人がいて、それは他のところではやっていますよと。でもこの区は、たまたま自分の子供が最初ですよということになり、それが理由でだめだと言われると、少し引っかけますね。

(事務局)

むしろそういうことを自治協議会、あるいはコミュニティ協議会で意見を上げていただいて、区役所等に。多分恐らく、ほとんどの施設は区役所が所管していますので、そういったところでご議論いただいて、住民の皆さんと区役所の中で合意を作っていただいて、ではふさわしいやり方はどうなのかということも意見交換をする場としてふさわしいものだと思っていますけれども。

(長谷川委員)

話が変わるのですが、新潟市社会貢献活動推進基本方針とか、市民協働のてびきの関係ですけれども、内容を見直すことについて検討されたけれども、全職員を対象とした意識調査で、研修による意識啓発が必要であるというを挙げているのが現状にありますが、やはり協働の質がだんだんと社会状況とともに変わってきてあって、手法も変わってきているということからも、確かに意識啓発もとても大切なのですけれども、市民協働の手引きを作り直すことを協働して作り直していくことによって、職員への意識やこれまでの関わり方などを見直す契機になるのではないかと考えています。

今までも、協働といったときに、市民側はかなり勉強してきたことがたくさんあるのですけれども、職員の協働への意識、具体的な取組の仕方という部分に関しては、やや手薄なようなところも実態としてはあるのではないかと思いますので、自治基本条例で定められている「協働」を推進していくための職員の資質の向上みたいなところを少しきちんとやっていかないと、何となく話がかみ合わなくなっていくような部分もだんだん見受けられているところがありますので、やはりそういったところをきちんと課題としてとらえておきたいと思います。

(原委員長)

それは（市民協働のてびきが）直っていないということですね。

(長谷川委員)

そうですね。特に、時代的な背景を踏まえて見直しを図るという。

(原委員長)

少し預からせてください。考えます。

(郷委員)

1つこの中で気になったのが、協働の担い手ということで、「市民活動支援センター」というものが運営受託となっているのですけれども、これも、支援、推進から協働に変わろうとしているのに、未だに市民活動支援センターというような（名称になっている）。ここも、市民協働センターとか、名称から変えていくと、もっと市民に分かりやすいのではないかと思うのです。

(岩橋委員)

ただいまの件ですが、一昨年の事業仕分けの対象事業にもなっておりました。将来的には、そういう方向で事業仕分けになったと思います。やはり立ち上がったばかりで、本当に古町のあんないいところに必要なのかとか、それだけの事業費をかけていいのかとか、いっそのこと、最初から民間委託したらどうかというような議論にもなりました。将来的に成熟した段階ではそうするというような方向にはなっていたと思いますから、それは今の段階では途中経過というように認識しております。

(原委員長)

分かりました。これは必要でしょうね。場所についてはかなり検討しなければだめだと思います。

(岩橋委員)

要するに支援するセンターを作って、市民が活動する手がかりをつくっていききたいということなのです。ですから、恐らく今おっしゃっているような方向にはなると思いますけれども、今現在はそういう活動をしたい人が集まって、こういうことをすれば、こういう支援が得られますよ。こういう協働ができるのですよというような仕組みを、いわゆる市民の方にお伝えするという徐行運転中というのでしょうか、そういった感じだというように、この前の事業仕分けではなっております。

(原委員長)

分かりました。大変活発にいろいろご意見を出していただいて、ありがとうございました。

大変、活発なご議論、ありがとうございました。宿題もいただいたものもありますが、少し事務局と相談してみようと思います。